

## 教材における補足資料のお知らせ

このたび、「基本テキスト・憲法・基礎法学」の裁判員制度の記述につきまして、訂正がございますので、お手数ではございますが修正の上ご使用くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

	誤	正
P. 204 4行目	年齢 <b>20</b> 歳以上の有権者を～	年齢 <b>18</b> 歳以上の有権者を～
P. 204 ■ 図表で整理 【裁判員制度の概要】 2行目	(誤)	
	裁判員候補	年齢 <b>20</b> 歳以上の有権者
	(正)	
	裁判員候補	年齢 <b>18</b> 歳以上の有権者

### 《補足》裁判員制度の選出方法と成年年齢の引き下げによる法改正

地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿（裁判員候補者名簿に登録されるのは、「18歳」以上の者にかぎられます）を作成し、事件ごとに当該名簿の中から、くじで裁判員候補者が選ばれます。そして、当該候補者の中から裁判員が選ばれることとなります。

なお、裁判員になることができる年齢は、本年、令和4年4月1日より「18歳」以上となりました。ただし、18歳および19歳以上の者が実際に「裁判員候補者名簿」に記載されるのは令和5年分からになるため、18歳および19歳以上の者が裁判員に選ばれるのも令和5年1月1日以降となります。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

以上